

第 7 回

熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成24年12月17日

開 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 文教治安常任委員会会議記録

平成24年12月17日(月曜日)
午前10時0分開議
午前10時58分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 平成24年度熊本県一般会計補正予算(第8号)
- 議案第42号 訴えの提起について
- 議案第43号 訴えの提起について
- 議案第47号 指定管理者の指定について
- 議案第51号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第52号 専決処分の報告及び承認について
- 報告第4号 専決処分の報告について
- 閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

出席委員(8人)

- 委員長 溝口幸治
- 副委員長 山口ゆたか
- 委員 山本秀久
- 委員 小杉直
- 委員 大西一史
- 委員 城下広作
- 委員 橋口海平
- 委員 甲斐正法

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

- 教育長 田崎龍一
- 教育理事 松葉成正
- 教育総務局長 松永正男
- 教育指導局長 瀬口春一

- 教育政策課長 田中信行
- 学校人事課長 柳田誠喜
- 社会教育課長 石川仙太郎
- 文化課長 小田信也
- 首席審議員兼施設課長 後藤泰之
- 高校教育課長 上川幸俊
- 政策監兼
- 高校整備推進室長 山本國雄
- 義務教育課長 緒方明治
- 特別支援教育課長 高橋次郎
- 人権同和教育課長 池田一也
- 体育保健課長 城長眞治

警察本部

- 本部長 西郷正実
- 警務部長 黒岩操
- 生活安全部長 岡正憲
- 刑事部長 堀江伸
- 交通部長 浦田潔
- 警備部長 高橋功作
- 首席監察官 木庭強
- 参事官兼警務課長 吹原直也
- 参事官兼会計課長 赤星裕
- 理事官兼総務課長 甲斐利美
- 参事官兼
- 生活安全企画課長 浦次省三
- 参事官兼刑事企画課長 牧野一矢
- 参事官兼交通企画課長 飯田繁
- 理事官兼交通規制課長 奥田隆久
- 参事官兼警備第一課長 佐藤正泉

事務局職員出席者

- 議事課課長補佐 徳永一博
- 政務調査課主幹 桑原博史

午前10時0分開議

○溝口幸治委員長 皆さんおはようございま

す。ただいまから、第7回文教治安常任委員会を開会いたします。

まず、さきの本会議において、新たに本委員会の委員に選任されました甲斐委員から、一言御挨拶をお願いいたします。

○甲斐正法委員 皆さんおはようございます。下益城郡区の補欠選挙で当選いたしましたので、本日、文教治安常任委員会に出席させていただいております甲斐正法と申します。今後ともよろしくをお願いいたします。（拍手）

○溝口幸治委員長 それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、教育委員会、警察本部の順に説明を求め、質疑については、それぞれの説明の後に受けたいと思います。

なお、執行部の皆さんは、説明等を行われる際は着席のままで行ってください。

それでは、田崎教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

○田崎教育長 おはようございます。議案の説明に先立ちまして、一言お礼を申し上げます。

委員の皆様には、去る11月12日に、初めての試みといたしまして、教育委員との意見交換の場を設けていただきました。その際、大変貴重な御意見をいただいたことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

委員の皆様には、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、今議会に提案いたしております教育委員会関係議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、第1号議案平成24年度熊本県一般会計補正予算でございます。

熊本市からの埋蔵文化財発掘調査に係る受

託事業として、910万円の増額補正をお願いいたしております。

次に、繰越明許費の設定でございます。

高等学校等の施設整備に係る経費、藤崎台県営野球場に係る災害復旧費につきまして、年度内に整備することが困難であるため繰り越すものでございます。

次に、債務負担行為の設定でございます。

教育長秘書事務業務委託外3件に係る業務委託費につきまして、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、第42号議案及び第43号議案並びに第51号議案及び第52号議案につきましては、熊本県育英資金貸付金の支払い請求に係るものでございます。

次に、第47号議案につきましては、県立美術館分館の管理運営業務に係る指定管理者の指定に係るものでございます。

以上が議案等の概要でございます。

詳細につきましては、この後、担当課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中教育政策課長 教育政策課でございます。

まず、教育委員会所管の平成24年度12月補正予算の総括説明を申し上げます。

お手元の説明資料、平成24年度12月補正予算等教育委員会の1ページをお願いいたします。補正予算の総括表をごらん願います。

今回補正を計上いたしましたのは、一般会計で文化課所管の事業のみでございまして、補正額910万円を計上しております。

以後は、関係課から資料に基づき御説明いたします。

まず、教育政策課でございます。恐縮ですが、4ページをお願いいたします。

4ページの上段でございます。秘書事務委託業務に係る債務負担行為の設定でございます。

教育長の秘書事務業務に係る委託費といたしまして、平成25年度から27年度の1,047万5,000円を計上しております。

教育政策課分は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小田文化課長 文化課長の小田でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

埋蔵文化財発掘調査の受託事業費として、910万円の増額補正をお願いしております。

これは、北岡横穴群の発掘調査に係る整理報告書の印刷製本費を計上させていただいております。整理報告書の印刷製本の準備が整い、速やかに印刷を行うものであります。

4ページをお願いします。

債務負担行為の設定について説明をいたします。

県立美術館分館について、指定管理者への委託期間として、平成25年4月1日から平成28年3月31日まで、3年間の債務負担行為の設定を行うものでございます。この委託費には、県立美術館分館の管理運営を行う人件費が含まれており、平成25年4月当初からの円滑な管理運営を行う必要があるため、債務負担行為の設定を行い、平成27年度末までの協定締結を行う予定です。

10ページをお願いします。

先ほど説明しました県立美術館の債務負担行為の関連でございます。

資料の11ページにあります議案第47号指定管理者の指定について、指定管理候補者は株式会社熊本県弘済会で、指定期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間です。

資料はございませんが、経緯について御説明いたします。

県立美術館分館の指定管理者の指定については、平成24年8月から9月にかけて公募を行い、株式会社熊本県弘済会ほか2社から応

募がございました。指定管理候補者選考委員会を開催し、審査の結果、指定管理料が最も安価な提案額であった点、人的配置の面で施設の着実な維持管理が期待できる点などが評価され、株式会社熊本県弘済会を指定管理候補者として選定いただきました。

なお、本案を議決いただいた後は、同団体との間で速やかに協定を締結し、指定の告示等の手続を行い、4月1日から管理運営を開始することとなります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○後藤施設課長 施設課長の後藤でございます。

資料の3ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定につきまして御説明いたします。

高等学校費16億2,400万円でございますが、県立高等学校における校舎新・増改築事業、県立高等学校施設整備事業及び耐震改修事業につきまして、繰越明許費の設定を行うものでございます。

また、特別支援学校費1億3,200万円でございますが、県立特別支援学校における特別支援学校施設整備事業につきまして、繰越明許費の設定を行うものでございます。

なお、これらにつきましては、肉づけ予算により6月補正予算で成立した事業が多かったことに加えまして、さきの7月12日に発生しました熊本広域大水害に係る災害復旧などへの諸対応から、年度内での執行が困難と見込まれるものにつきまして設定をしているものでございます。

続きまして、債務負担行為の設定につきまして御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

水俣工業高校特別教室棟改築事業につきまして、平成27年からの供用開始を目指して施行しており、設計委託につきまして契約準備

期間が必要となることから、今回債務負担行為の設定を行うものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします

○上川高校教育課長 高校教育課の上川でございます。

高校教育課では、債務負担行為設定1件と条例等議案関係で4件をお願いしております。

資料の5ページの下段をお願いいたします。

債務負担行為の設定について御説明をいたします。

県立高等学校再編・統合施設整備事業となっておりますが、これは説明欄にありますように、水俣地区の水俣高校及び水俣工業高校の再編統合により新設した水俣高校の施設整備について、今年度中に契約を締結し平成25年度当初から事業を開始しますために、1,507万6,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、条例等議案でございますが、訴えの提起議案2件と専決処分の報告及び承認の議案2件の計4件を提出いたしております。

資料の6ページをお願いいたします。

まず、第42号議案の訴えの提起につきましては、訴えの理由にありますように、債務者が、退学により受給資格を喪失した後も熊本県育英資金の貸し付けを不当に受け、これが返還されないため、その返還を求め、訴えを提起するものでございます。債務者は7ページに記載のとおりでございます。

資料の8ページをお願いいたします。

次に、第43号議案の訴えの提起につきましては、訴えの理由にありますように、熊本県育英資金の返還を延滞した債務者が所在不明により、民事訴訟法に基づきます支払い督促制度が利用できないため、その返還を求め、

当初から訴えの提起を行うものでございます。債務者は9ページに記載のとおりでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

12ページの第51号議案及び14ページの52号議案は、いずれも熊本県育英資金の返還金に関する専決処分の報告及び承認を求める議案でございます。

13ページに記載しております2人と15ページに記載しております3人の計5人の債務者については、訴えの提起に係る専決処分を行いました。これは、12ページ及び14ページに記載の専決処分の理由にありますように、県が行った支払い督促に対し、債務者から異議が出され、民事訴訟法の規定により、支払い督促の申し立て時に訴えの提起があったものと見なされ訴訟に移行したため、議会で御審議いただく時間がないことから、知事の専決処分といたしたものです。このため、これを本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

高校教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○城長体育保健課長 体育保健課長の城長でございます。

繰越明許費の設定につきまして御説明申し上げます。

資料は、3ページの下段でございます。

教育災害復旧費の5,700万円でございますが、これは、去る7月12日の熊本広域大水害により発生した藤崎台県営野球場駐車場入り口付近の石垣の崩壊に伴う災害復旧等に係る工事請負費でございまして、8月専決予算で計上させていただいたものでございます。設計については11月下旬で完了し、現在、工事着工に向けて準備を進めておりますが、竣工までの工事期間の確保が今年度内では困難であるため、繰越明許費の設定を行うものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○溝口幸治委員長 以上で説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○大西一史委員 今御説明いただきまして、7ページ以降——これは、熊本県育英資金に係る不当利得の返還請求と訴えの提起についてに関連してお尋ねなんですけれども、これについては、もう未収金対策ということで、私も決算委員会のときに、数年前溝口委員長が副委員長をされていたときですかね、相当、当時の瀬口課長が、今局長でいらっしゃいますが、そのときはかなり、きちんと整理をして、徹底して、法的措置もしながらやるようにということで申し上げました。

その後、いろいろ状況を見てますと、どんどん収入未済は減少をしていっていると、どんどんというか、ややですけれども。22年度までずっと増加だったのが、23年度の決算では減少をしているということで、かなり努力をしていただいた結果がやっぱり出ているだろうなと思います。

それと、あと滞納者数も26%以上減っている、あるいは収納率も82.7%まで上がってきているということで、結構効果が出ていると思うんですが、この訴えをするコストですよ。訴訟費用に関しては、これは勝訴すれば当然被告が負担をするということになっていますが、これは大体、法的な措置をする場合にどのくらいのコストがかかるのかというのは、わかりますでしょうか。その辺をちょっと教えていただきたいのと、それと、23年度までの決算は、ある程度決算委員会の資料なんかでわかっていますけれども、その後の、この1年の状況というか、今年度に入ってから状況というのは、またさらに減少しているのかどうかということですね。そ

の辺をまた教えて——減少というのは、要は収入未済が減っている、あるいは滞納者数が減少しているというふうに見えていいのかなのか、その辺をまた教えていただければと思います。

○上川高校教育課長 まず、コストの件でございますが、育英資金の返還請求の訴訟に係る手数料につきましては、請求額は100万円までは10万円ごとに1,000円でございます。例えば、10万円の返還を求める訴訟を提起した場合は1,000円、100万円の場合は1万円ということになります。支払い督促制度を利用した場合は、この手数料が半額になります。

実際には、この手数料のほかに、例えば支払い督促正本を債務者に送達するための費用、これは債務者1名につき1,050円ほどかかります。また、申立書の作成とか、提出費用につきましては、1件につき800円ほどの費用がかかります。ただ、訴訟や支払い申し立てにおいては、これらの費用も含めて債務者に返還を求めますので、請求に応じて返還がなされる場合には、県の実質的な負担はないということでございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 今年度の状況は、今わかりますか。わからなければ、後ほど資料の提供をお願いしたいと思います。

○大西一史委員 わからなければ、後でいいです。

今、訴訟費用その他の手数料関係についてはお話がありまして、そんなに高額ではない。ある意味では、これは少額でできるわけですから、そういう意味ではある程度やっていただきたいというふうに——積極的に法的な措置をやらないと、やっぱり悪質なという方ですね。経済的な困窮で、もうどうしようもないという方は別として、悪質な方と認め

られる方に関しては、やっぱりそれが一番私は効果が強いと思いますので、ちょっと厳しいようですが、そこはやっていただきたいと。

ただ、コストに関して言えば、手数料だけではなく、やっぱりそれ以外に、もう教育委員会、この件に係って莫大な人的なコストは実は別にかかっているわけですね。だから、その点もやっぱり意識していただいて、これは、最初に借りるときとか、育英資金を活用するときのやっぱり確認といいますか、説明といいますか、ここに非常にこれから、今後はやっぱり力点を置いていただきたいというふうに思いますので、その点は強く要望ということでお願いをしておきたいと思えます。

現在の状況については、後で委員の皆さんも含めて情報を教えていただければというふうに思います。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○小杉直委員 1点だけいいですか。

小田文化課長にお尋ねですが、2ページの北岡横穴群の発掘調査に関する説明がありましたが、御承知のとおり、JR鹿児島本線の連続立体事業が、高麗門踏切のところに文化財が出たということで2年ぐらいおくらせておりますけれども、これは高麗門のところの文化財と関係があるんですか、どうですか。

○小田文化課長 場所は遠くはございませんが、直接的には関係はございません。

○小杉直委員 そんなら、おくらせておる文化財発掘調査の高麗門の文化財と近くだけでも、これはそれには関係ないということですか。

○小田文化課長 はい。

○小杉直委員 はい、わかりました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

それでは、続いて警察本部から説明をお願いいたします。

○西郷警察本部長 常任委員会の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対しまして、まずもって心からお礼を申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、県警察が重点的に取り組んでおります「安全・安心くまもと」実現計画2012の基本目標に沿って、11月末現在における治安情勢などにつきまして御説明をいたします。

まず、犯罪の抑止につきましては、刑法犯認知件数が1万2,224件と、前年同期比でマイナス837件、約6.4%減少しており、9年連続で減少する見込みであります。

一方、犯罪の検挙率につきましては、現在41.9%と、ほぼ昨年並みで推移しているものの、殺人、強盗などの重要犯罪の検挙率は83.3%と、引き続き高い水準を確保しております。

また、交通事故に関しましては、昨日現在で、死者数が77人、前年同期比でマイナス7人、負傷者数が1万1,642人、前年同期比でマイナス1,075人と、いずれも減少しており、第9次熊本県交通安全計画に掲げられました、平成27年までに交通事故死者数を56人以下、交通事故死傷者数を1万1,000人以下という目標に近づいているところでございます。

県警察では、実現計画2012のこれまでの成果と課題、さらには県警察を取り巻く治安情勢の変化などを踏まえ、総力を挙げて県民の期待と信頼に応えるよう取り組んでまい

りますので、委員の皆様方には、今後とも引き続き御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、今回県警察から提案しております2件の議案についてであります。

第1号議案は、平成24年度熊本県一般会計補正予算に関するものであります。

内容的には、国の経済対策の一環として追加措置されました地域自主戦略交付金を活用した交通安全施設の整備に要する経費466万円の増額補正及び債務負担行為、繰越明許費の設定についてお願いをするものであります。

報告第4号は、専決をしました6件の交通事故の和解についての報告に関するものであります。

議案の詳細につきましては、担当課長などから説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○赤星会計課長 会計課でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の説明資料と補足資料に基づいて御説明いたします。

まず、説明資料の1ページをお願いいたします。

第1号議案平成24年度熊本県一般会計補正予算(第8号)の警察費についてでございます。

交通安全施設費で466万円の増額をお願いしております。

これは、国の経済対策の一環として追加された地域自主戦略交付金を活用した交通安全施設の整備に要する経費の増額をお願いしております。

大規模災害に備えた防災・減災対策に対応するため、緊急性の高い施策に対して地域自主戦略交付金の追加措置が閣議決定されたことから、警察本部といたしましては、災害等による停電に際し自己起動して信号機に電気

を供給する信号機電源付加装置2基を整備するもので、緊急事態における交通流の確保を目指すものでございます。

以上のとおり、平成24年度12月補正の予算総額は466万円となり、増額補正後の平成24年度警察費歳出予算総額は392億6,869万3,000円となります。

次に、2ページをお願いいたします。

第1号議案第2表繰越明許費につきましては、過去の繰り越し状況等を勘案しまして、警察管理費2億4,600万円、警察活動費1,100万円の設定をお願いしております。

次に、第1号議案第3表債務負担行為補正につきましては、年度当初からの契約事務を円滑に行うため、あらかじめ後の年度の債務を約束することを予算で定め、今年度中に事務手続を行う必要があることから、警察関係業務として、全15業務総額8億5,031万6,000円の追加をお願いしております。

各業務につきましては、補足資料の3に記載のとおりでございます。

御説明いたします。

この中で、1番から11番の業務は、交通関係の既存業務でございます。

1番は、運転免許更新等の免許事務や免許更新者に対する更新通知業務を委託するものでございます。2番は、運転免許の停止等処分者に対する講習委託、3番は、交通違反の累積点数6点の者に対する講習委託、さらに、4番は、免許更新者等に対する更新委託でございます。

次に、7番は、道路交通情報の提供業務を道路交通情報センターに委託するもの、8番は、交通管制センターで管理する信号機等の保守点検業務を委託するもの、さらに、11番は、運転免許センターに配置された機器を使って高齢者の交通安全指導等を行う業務を委託するものでございます。

次の12番から15番の業務は、新規業務でございます。12番は、従来、必要の都度各所属

で実施していた車両整備等のうち、車検、定期点検等の保守整備を一括して業者に委託するものでございます。

13番は、ヘリコプターの飛行時間に応じた法定点検を委託するもの、14番は、法定点検に4カ月を要しますことから、その間の代替ヘリコプターの借り上げ料、最後の15番は、熊本広域大水害の経験を踏まえ、小型油圧ショベルや救助ボート等の災害装備資機材を整備するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○木庭首席監察官 首席監察官でございます。

報告第4号専決処分について御報告させていただきます。資料は3ページから5ページになります。

この専決処分の報告は、県警の公用車の交通事故に係る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関するもので、今回は資料記載の6件について御報告させていただきます。

6件全て物損事故でありまして、うち番号1から番号4までの4件は、県警側が第1当事者となる事故であり、番号1の、バックする際に後方に停止していた車両に衝突した事故とか、あるいは番号2の、パトカーを駐車場へ駐車する際に駐車場の出入り口付近に設置されていた鉄製のポールに衝突した事故など、いずれも基本的な安全確認不足等によるもので、4件の賠償額合計77万5,269円につきましては、県警が加入しております任意保険で対応しております。また、番号5及び番号6の2件は、県警が第2当事者となる事故で、これについては相手側への賠償はありません。

県警では、こういった公用車の交通事故を1件でも減少させるために、若手警察官を重点としました実践的な運転技能訓練や安全教育など、事故の実態に即しましたさまざまな

対策に取り組んでおりまして、その結果、本年は、きのう現在ですけれども、昨年同期比で約15%ほど減少しているところではあります。今後も気を緩めることなく、こういった対策を継続、強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 以上で説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○大西一史委員 今御説明いただきました1号議案の一般会計の補正予算警察活動費の中の交通安全施設費ですけれども、これは信号機の電源付加装置2基ということで、停電してもバックアップの電源で起動するということですのでけれども、これはどの程度の信号機がカバーできるようになるんですかね、この2基を入れると。

○赤星会計課長 設置の場所でございますけれども、まず1つが、国道3号線の植木の飛田交差点、さらに57号線の市民病院南交差点、ここに各1基ということで、同交差点の四方方向、これがカバーできるということです。

○大西一史委員 ということは、これはもう2カ所の交差点ということですから、ということは、これが広くそのほかの信号までということではなくて、その交差点だけということですね。

要は、今交通安全施設の中で、やっぱり緊急性があるということで、信号が非常時にとまると非常に問題があると思うんですが、これはどのくらい対応をまだしなければいけないところがあるんですかね。大きな交差点あたりはやっぱりそうだと思うんですけれども……。

○浦田交通部長 県下には、信号機のある箇所が約2,700カ所ほどございます。うち、このような電源、いわゆる発発式がついている交差点が大体64カ所ほどございます。ですから、数からすれば、もう圧倒的には、いざ全部停電となった場合にはつかないわけですが、さきの震災に伴う停電ですね、計画停電、これがありましたときに、当然この対策は考えまして、どれぐらいするかということで、これ全部つまして64交差点、これ全部ですね。そのほかに、警察署のほうに発発の可搬式がありますけれども、災害とかで使う、これを使ってつけられるところが約80カ所ほどございます。ですから、非常電源で対応できるのはこれだけでございます。

あとは、交通整理が必要な交差点を抽出しまして、そこに交通警察官あるいは地域警察官を派遣して交通整理をする必要がある箇所は約790カ所ということで、対応するというようにしております。これで十分かと言われたら、なかなか十分にはいきませんが、信号——計画停電の場合は、段階的に停電するというので、あのときはそれで対応できるのかなということで対策は考えておりました。

○大西一史委員 わかりました。

それと、もう1点ですね。

債務負担行為が8億5,000万ほど出ています。内訳については、その事業内容については15業務ということで御説明いただいて、この資料にも書いてあるので、ああ大体こういう中身だなというのはわかるんですが、ただ、その金額の内訳がやっぱりわからないというのは——せっかく資料をつくれるのであれば、大体どのくらいだということは明らかにしていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますが、これ全部今言えとは言いませんけれども、主なもので大体ど

のくらいかかるのかというのをちょっと教えていただけますか。やっぱり予算で審議する以上、業務委託であろうが何だろうが、それが大体適正かどうかというのはやっぱりわからないといけないと思うので。

○赤星会計課長 会計課長です。

まず、1番の免許事務でございますが、約1億6,077万、さらに、2番の停止者講習ですが、4,622万、これは約で言っております。違反者講習2,269万、4番の更新時講習約8,100万、5番の高齢歩行者が416万、6番速度違反ですけれども、898万、7番の道路交通情報が1,195万、8番の交通信号等保守が1億2,273万、標識等緊急修繕委託が178万、10番の道路使用の関係が905万、11番の高齢ドライバーが620万、車両メンテナンス、12番が1億5,975万、13番ヘリコプターの関係ですが、2億4,318万、14番の代替が1,064万、15番の災害関係が1,516万を予定しております。

○大西一史委員 今内訳を言っていたので、非常によくわかりました。まあ大体ということですから、当然、約ということですから、今後の委託契約等々の中でのあれがあるから、余りぎりぎりまで全部あれとは言いませんけれども、やっぱり今後、私たちも、これを見ている中で、審議をする中でも大体これをそうやって書いていただいたほうが、より審議するにもわかりいいと思いますので、その点はぜひお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

○赤星会計課長 会計課長ですが、先ほどの関係で、ちょっと訂正を1カ所させていただきます。

1番の免許事務関係、1億6,000万というような言い方をしたと思っておりますが、1億677

万ですね。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○小杉直委員 今、大西委員に関連して、13番のヘリコプター4800時間点検、14番代替ヘリコプター借り上げ料、これは2年ぐらい前にヘリテレを4億8,000万ぐらいで購入された、その後のことですか。

○赤星会計課長 はい、そうでございます。

○小杉直委員 7月の熊本広域大水害では、新しいヘリテレが、非常に鮮明な現場の様相を写して、災害センターに送って、自衛隊ヘリと県の防災ヘリで30数名の救出をしとるですたいね。あれはやっぱり買うとってよかったでしょうな。

○赤星会計課長 はい。おっしゃるとおりで、非常に効果的に使わせていただきました。

○小杉直委員 先般も一般質問でお話したと思いますけれども、今後も、大規模災害のときには、県警ヘリ、防災ヘリ、自衛隊ヘリ、それに報道のヘリがたくさん来たり、他県からのヘリもたくさん来て、非常に、ヘリ同士の安全の問題とか、ヘリの円滑運用、これについて大きな課題になってくるだろうと思うですたいね。だから、先般の、7月のいい例を、ぜひひとつ、今後も運用、活用していただくようお願いしときますね。

もう1点いいですか。

本部長のこの総括説明の要旨の中で、真ん中のほうに「殺人、強盗等の重要犯罪の検挙率は83.3%と、引き続き高い水準を確保しております。」というような報告でしたが、新幹線が開通して、それから、特にことしから

熊本市が政令指定都市になったわけですが、新幹線も徐々に利用者がふえておるといことと、全体的な不況の中、あるいは中国を含め海外等のいろんな摩擦の中で、熊本市の政令指定都市の活性化というのは、今後ますます重要になってくるわけですが、そのときに治安がよいということが一つの、ソフト的には売りになるわけですね。

そういう中で、近年において珍しい、貢町で多額の保険金詐欺・殺人事件があったと思うですたいな。これは刑事部か交通部かわかりませんが、犯人検挙されとるですけれども、許される範囲、捜査上の秘密の部分は結構ですが、どういうふうな事件概要になっていますかね、どなたか。

○堀江刑事部長 今先生からお尋ねの事件でございますけれども、これ、10月20日の3時に北区の貢町の県道上で発生した、当初は死亡ひき逃げ事件ということで立ち上がりまして。ところが、非常に周りは人けのないところでございまして、また、遺体の損傷も普通のひき逃げ事件とは若干違っているということで、これは殺人事件の可能性があるということで、捜査と交通と合同で捜査を、内偵を進めてきたところであります。

その中で、いろんな多額の保険金が捜査上浮かんでまいりました。それから、一応暴力団関係者も関係者の中にいるというようなことも浮かびまして、車両の捜査も含めまして捜査をしてまいりまして、これはやはり保険金を目的とした、死亡ひき逃げ事件を装った殺人事件であるという結論に達しましたので、そういった捜査をやっている中で、この事件の首謀者が浮かび上がってまいりまして、その首謀者につきましても捜査をしておりましたら、ほかに身がわりを強要するというようなことを我々も把握したものですから、それで、12月12日の日に、この2人を他人に対する強要未遂ということで逮捕しまし

て、同日、私を長とします120名体制の捜査本部を北署に設置しまして、現在まで捜査をしているところでございます。

今のところ、2人は否認ということがございますけれども、今後も、正月もありますけれども、そういったものも返上しまして、捜査をしまして、早期に解明をしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○小杉直委員 やっぱりですな、恐らく最初はひき逃げではなかるうかということで交通部を主体に着手されて、後でそのような方向が変わったということで刑事部。だけん、恐らく非常に難しい事件だろうと思えますけれども、総合的に、総合力の発揮をされていったと思いますので、よその県を言うといかぬですが、よその県は、なかなか、凶悪事件は未解決事件が九州でも多い県があるわけですが、冒頭に申し上げたように、政令指定都市になった、新幹線で利用客がふえ出した、熊本は治安がいいというようなことが一つの売りでございますので、ひとつ引き続き今後とも、こういう凶悪事件に対しては検挙ができるだけ速やかにできるように、引き続き頑張っていたきたいと思うわけでございます。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかに質疑はありませんか。

○山本秀久委員 先ほど、事業内容について、15の説明がありましたね、予算の。その中で、まだ不十分という予算は、何かこの中でもうちょっと欲しいという、15の中でありませうか。もっと予算をつけてもらえばありがたいがなという。

○赤星会計課長 実は、緊急経済対策が新政権であるということで非常に期待しておりま

す。なかなか県の財政状況等で既存の対応ができないという部分がございますので、今度大型補正が組まれました際は、しっかり手を挙げて、そこをお願いしたいと。

さらに、この、先生がおっしゃった業務の中では——とりあえず債務負担行為をかけている部分でございまして、この部分以外では、また財政課と当初予算……

○溝口幸治委員長 財政課に言うるとるばつてんつかぬこつば、今言うと思ったほうがよかつじゃなかですか。

○赤星会計課長 お願いしながらやっていこうと思っております。

○山本秀久委員 この15の中で、もうちょっとこれはふえてほしいという予算があるかと聞いたの。

○溝口幸治委員長 このほかにあるそうです、これ以外に。

じゃあ、今の件は、また……

○山本秀久委員 この中では、ないわけですね。これで十分なんですね、15項目……。

○溝口幸治委員長 この15以外の事業でも、恐らくあるんだと思いますので、その辺はきちっと洗い出しをぜひやっておいってください。

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、これで議案等に関する質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第42号、第43号、第47号、第51号及び52号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入りますが、何かございませんか。

○小杉直委員 その他で1つ、教育委員会に。

いよいよ自民党が政権奪還をするわけですが、例の領土・領海問題ですたいな。時期が時期だから、教育長とか教育委員長さんには本議会では質問は遠慮したわけですが、幸い、先般の委員会で溝口委員長がいろいろ意見を出されて、尖閣諸島を含めた地図を県立高校等に張るといふふうの方針を決められたことは、それは評価をいたします。

それで、参考までにお尋ねですが、文科省の学習指導要領ですな、これは大体いつごろ今後は来るんでしょうかね。

○緒方義務教育課長 義務教育課緒方です。

学習指導要領の改訂というのは、10年に1度行われることになっておりますので、今、先生ありましたように、うちのほうでは、国の会議等がありましたときに、そのことにつ

いては文科省のほうにお尋ねをしているところですが、領土問題については。そのときに、回答としては、現在のところはということですのでけれども、現在のところは現行の学習指導要領にのっとって指導するよということの回答はあっておりますが、機会があるごとに、このようなことについてはお話ししていきたいと思っております。

○小杉直委員 今の話では、10年に1度というならですよ、今の文科省の学習指導要領は21年か22年ごろだったと思っておりますけれども、あと8年か9年待たんといかぬというのが通例になりますかな。

○田崎教育長 今の義務教育課長の説明は、これまでのいわゆる学習指導要領が改訂されてきたのが、大体10年ごとぐらいに改訂をされてきたというお話をさせていただいております。以前のゆとり教育から少し授業時間をふやすような改訂がなされたのが、最近なされた。

ただ、内容については、我々としても、文部科学省のほうにそういう足りない部分等についても申し入れを今後もしていきたいと思っておりますし、そのあたりの修正等はあるのではないかとこのように期待はしております。全面的な見直しということでの、先ほどの10年というのは、そういうお答えでございます。

○小杉直委員 そんなら、今の教育長の話では、例えば10年置きに今まで見直した。しかし、部分修正とか、追加とかは、その途中でもあり得るといふ可能性もあるわけですか。

○田崎教育長 それは、そういうことがあり得ると思っております。

○小杉直委員 なら、もう今度は自公で安定した政権をしていこうと思っておりますので、領土・領海問題については、もう少し強化するような学習指導要領の修正か追加を、委員長初め、関係の皆さんと要望していくはざでございますから、どうぞひとつ、教育委員会のほうも、それに応じた御協力、場合によっては援助をよろしくお願いしときます。

以上。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○大西一史委員 ちょっと気になったことが1つあったので、県警のほうにあれなんですけれども。

兵庫県の尼崎市の連続変死事件の容疑者が留置場で自殺をしたというあれがありました。これについては、私もちょっとニュースを聞いて驚いたんですが、県警本部の中の留置場で自殺なんていうことが本当に起こり得るんだろうかというふうに思ったんですが、それで、警察庁は、その対策をするようにということで通達を先々週出されてると思いますが、これは——本県では、多分過去にはそういうことはないと思いますけれども、どうやって防ぐことができるのか、この前の案件を見て——そういうことはやっぱりあってはならぬというふうに思うんですが、どういう状況で今後対応していかれるのかというのを、今回の事件も踏まえてですけれども、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○黒岩警務部長 警務部長からお答えをいたします。

先生御指摘の尼崎の事件については、詳細は我々も知るところではないというところがございます。ただ、現実には自殺であろうということ、それと、気づいてからその房に入るまでがおくれたというようなことでございます。

その事件がありました直後に、当県としては、各署に、その種での事故防止については、また文書を出しまして、また巡回を指導するという形で早速動いております。

中身としては、やっぱりそのおそれがあると、自殺をほのめかしていた等の事情——これは当然、画一的に、マニュアル的に判断できるものではないのですが、そのようなおそれがあった場合には、対面監視をするということで、必要な場合にはもう24時間対面で監視をするということで、動静を一つたりとも見逃さないような措置をする。また、それがそこまで必要なければ、例えば夜間だけの対面監視にする。もう少し緩やかになるとすれば、今回の例でいけば、報道されるところによれば、巡回の強化という形で、いつもよりも余分に巡回をして見て回るということで措置をする等々のことがございます。ただ、それぞれケース・バイ・ケースという形で柔軟に対応できるように、逆に、やはり被留置者のプライバシーの関係もありますので、そのおそれがなくなってからまで対面監視をしているという形になりますと、非常にまた問題もあろうということがございます。

ただ、その事案を外から見る限りでは、自殺をみずからほのめかしていたということがございますので、当然、当県であれば、やはり少なくとも夜間の対面監視ということは実施する。その中で、自殺の兆候はつかめるのではないかと。また、一般的な指導としては、やはり布団が首までかかるようなことになりまして、頸部のところが見えないということもありますので、これは文書等にはありませんけれども、その部分で、やはり肩までかけているところについては指導をして、おろすと。

何よりもやはり、今回の場合では、やはり単独で——3人が留置を一緒にされてしまったという報道がありますけれども、今とる措置の前段としては、やはり単独できちっと監

視ができるようなところで、単独で留置をするという措置をとるのであろうと。

その段階段階の判断が、県警において、どのような判断を経て、あのような監視手段になったかというのは、まだ我々も知るころではありませんけれども、我々としては、そのような段階を経ていって、必要な場合には、そのような形で、その事故防止に努めているということでございますし、この事故の発生を受けて、またきちっとやっという形で念押しの文書を出し、また念のためにと念押しで各署に巡回をしているというところでございます。

○大西一史委員 今説明でわかりましたけれども、やっぱりこれは警察署の中でそういうことが起きるといことは、やっぱり非常に問題だというふうに私は思いましたので、ぜひ今後も、その辺の監視、対面監視も含めて、注意を徹底していただかないと、本当に事件が闇に葬り去られて、何が原因なのかという、本当に真相がわからないのが一番いけないことだというふうに思いますので、ぜひその辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それとあと、その留置場の環境であるとか、そういった体制に、もし、設備も含めてですけれども、それこそ手狭であるとかいろんな問題があるのであれば、さっき山本先生がおっしゃったけれども、そういうことこそ、きちっとやっぱり予算措置をしていたらと、体制を整えていただくことも重要じゃないかなというふうに思いますので、その点も検討していただきたいということをお願いいたします。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。

○橋口海平委員 先ほど小杉委員がおっしゃった地図の件ですが、地図というのは、一般

に販売とかそういうのはされるものか、それとも、もう既存にあるものを使用するのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○上川高校教育課長 高校教育課でございます。

まず、地図の進捗状況でございますが、既定の予算を活用しまして、県立高校、それから県立特別支援学校高等部、そして県立中学校に対しまして、日本の領域をきちんと示された地図を作成、配付し、全学級に掲示する方向で進めております。

現在は、国土地理院の協力を非常に得ておりまして、地図の内容の詳細を今定めておるところでございます。国土地理院より提供されましたのが「500万分の1 日本とその周辺」という地図でございますが、それをポスターサイズ——ポスターサイズというのはA1サイズでございますので、そのポスターサイズに縮小して、国境線を濃くしますですとか、あるいは領土の東の端、西の端、南の端、北の端の位置を明記するなどといった、今加工をしておるところでございます。この後、印刷業者を選定いたしまして、年度内には各学校へ配付し、掲示できるような手続を進めてまいります。

ただ、地図に関しましては、これは国土地理院の持っている地図でございますので、これをうちのほうで販売するとか、そういうことはなかなか困難だというふうに思っております。

以上です。

○橋口海平委員 富山県が作成している逆さ地図というのがあって、これは富山県が何か販売をしているそうなんです、これを見ると、本当、さっき小杉委員がおっしゃったように、世界の平和のために日本がアジアをカバーしているというような何かイメージが持てて、非常に、私も事務所に張ってあるんで

すが、何かそういうものも考えてできないものかと思えます。

○溝口幸治委員長 すばらしい提案です。ぜひ受け入れていただきたいと思えます。

ほかにございせんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして、第7回文教治安常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時58分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

文教治安常任委員会委員長